

福岡県公報

平成26年1月7日
第3561号

目次

告示(第1号-第3号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3

- 公 告**
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 7

公安委員会

- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) …………… 8
- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) …………… 8

告 示

福岡県告示第1号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山の口川	嘉麻市上白井及び飯田(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
門前川2	嘉麻市上白井及び飯田(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
門前川1	嘉麻市上白井(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
平原川	嘉麻市上白井(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
大平川	嘉麻市上白井(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流
シバセ谷川	嘉麻市上白井及び飯田(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流
山本川	嘉麻市上白井及び飯田(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
シバセ谷川2	嘉麻市飯田(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
野口	嘉麻市下白井(別紙図面9に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
古賀谷(2)-1	嘉麻市下白井(別紙図面10に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下白井西-2	嘉麻市下白井(別紙図面11に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下白井西-1	嘉麻市下白井(別紙図面12に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下白井西-4	嘉麻市下白井(別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

下臼井西-3	嘉麻市下臼井（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古賀谷(2)-2	嘉麻市下臼井（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西郷	嘉麻市西郷（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井土-3	嘉麻市西郷（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井土-2	嘉麻市西郷（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井土-1	嘉麻市西郷（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井ノ浦	嘉麻市西郷（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
向山	嘉麻市西郷（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
サヤノモト-2	嘉麻市上臼井（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
サヤノモト-1	嘉麻市上臼井（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笹原谷町	嘉麻市上臼井（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊本	嘉麻市上臼井（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭嘉(2)	嘉麻市上臼井（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪起(3)	嘉麻市上臼井（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪起(2)	嘉麻市上臼井（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪起(1)	嘉麻市上臼井（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭嘉(1)-1	嘉麻市上臼井（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭嘉(1)-2	嘉麻市上臼井（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城ノ辻-1	嘉麻市上臼井（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

城ノ辻-2	嘉麻市上臼井（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
門前-1	嘉麻市上臼井（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白水	嘉麻市飯田（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
門前-5	嘉麻市飯田（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
門前-4	嘉麻市飯田（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
門前-3	嘉麻市飯田（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
門前-2	嘉麻市上臼井及び飯田（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山の口川	嘉麻市上臼井及び飯田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
門前川1	嘉麻市上臼井（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
平原川	嘉麻市上臼井（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
大平川	嘉麻市上臼井（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり

シバセ谷川	嘉麻市上臼井及び飯田（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
山本川	嘉麻市上臼井及び飯田（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
シバセ谷川2	嘉麻市飯田（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
野口	嘉麻市下臼井（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
古賀谷(2)-1	嘉麻市下臼井（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
下臼井西-2	嘉麻市下臼井（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
下臼井西-1	嘉麻市下臼井（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
下臼井西-4	嘉麻市下臼井（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
下臼井西-3	嘉麻市下臼井（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
古賀谷(2)-2	嘉麻市下臼井（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
西郷	嘉麻市西郷（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
井土-2	嘉麻市西郷（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
井土-1	嘉麻市西郷（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
サヤノモト-2	嘉麻市上臼井（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
熊本	嘉麻市上臼井（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
猪起(3)	嘉麻市上臼井（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
猪起(2)	嘉麻市上臼井（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
猪起(1)	嘉麻市上臼井（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり

昭嘉(1)-1	嘉麻市上臼井（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
昭嘉(1)-2	嘉麻市上臼井（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
城ノ辻-1	嘉麻市上臼井（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
城ノ辻-2	嘉麻市上臼井（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
門前-1	嘉麻市上臼井（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
白水	嘉麻市飯田（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
門前-5	嘉麻市飯田（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県道		長尾稗田線 平島	前	行橋市泉中央8丁目286番先から 行橋市泉中央7丁目240番1先まで	4.2 ～ 30.0	203.0
			後	行橋市泉中央8丁目286番先から 行橋市泉中央7丁目240番1先まで	5.0 ～ 44.0	203.0

			後	行橋市泉中央8丁目286 番先から 行橋市泉中央7丁目240 番1先まで	10.0 ～ 24.0	179.0
--	--	--	---	---	-------------------	-------

公 告

公告

元永土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
平原 重義	行橋市大字高瀬566番地
山口 巖	行橋市大字辻垣504番地2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南五丁目1629番1、1629番2、1679番1、1680番1、5216番2及び5513番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
粕屋郡新宮町大字三代501-3
阿部 満香

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年12月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人 広川福祉会
 - 代表者の氏名
姫野 美保
 - 主たる事務所の所在地
福岡県八女郡広川町大字新代1428番地45
 - 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年12月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人オンブズマン地域を元気にする会

(2) 代表者の氏名
瓜生 敏弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県直方市大字頓野2474番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、都市化の進展、社会の複雑化・分業化等を因とする、地域での公民館活動・自治会活動・子供会活動・婦人会活動・青年活動等の低下に対処するため、新しい視点から「産」「官」「学」の連携を図り、「まちづくり」「地域づくり」を共通の課題として地域の連携・活性を図ることを目指し、地域住民に対して「環境に対する意識の向上」「住環境改善のための取組の強化」「リサイクル手法の啓蒙」等に資するための「豊かなまちづくり推進事業」を行い、この健全なまちづくりの活動が不特定の市町村、地域市民団体に普及して公益の増進に寄与する事を目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター飯塚

(2) 代表者の氏名
秋元 正幸

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市川津95番地131

(4) 定款に記載された目的
この法人は、川津を中心とした飯塚市一円の住民に対して、住民参加型のまちづくりに関する提言をし、住民と共同した事業を行う。
それにより人を魅きつけることができる住み良いまちを創り住民の生活を豊かにするとともに、観光客等の地域から訪れる人々を増やし飯塚経済の発展に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ甘木インター店
(2) 所在地 福岡県朝倉市一木字合畝1221番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグストアモリ福津店
 - (2) 所在地 福岡県福津市宮司2丁目641
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス朝倉店
 - (2) 所在地 福岡県朝倉市須川2511番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) その他
 - ・駐車マスの奥行きは、駐車場法により5.0m以上必要となります。14台分が不足しています。
 - ・消防水利に関する基準を満たしていないので、40t級以上の水利を設置し、半径120mの円で敷地全部が覆われるようにしてください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称)ドラッグコスモス吉富町広津店
 - (2) 所在地 福岡県築上郡吉富町大字広津735-1、735-3、736-1、737-1、738-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・現況は交差点が近いので、安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いします。
 - ・駐車場内における車の円滑な誘導や歩道前の一旦停止などについて案内板、標識等を活用し、スムーズかつ安全な運行を確保するようお願いします。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者及び車両の安全かつ円滑な確保をお願いします。
 - ・当該店舗周辺の道路は通学路となっており、また近隣に住宅地が密集しているので、来退店車両との交通事故が発生しないよう児童、高齢者の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTA、施設からの要望等に誠実に対応をお願いします。
 - ・高齢者、車椅子での来店者に対しての特段の配慮をお願いします。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・法令に基づき、再利用等を促進し、廃棄物の減量に努めること。
 - ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、町の施策に協力すること。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・青少年健全育成の観点から、夜間の巡回等、十分な非行防止策を実施していただくようお願いします。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・住宅、医療機関等所在する地域であることに留意し、従業員、関係業者に対し、

unnecessaryアイドリング、クラクション、空ぶかしの禁止等、騒音防止意識の徹底を図ること。また、店舗利用者には看板等による呼びかけを行うこと。

・騒音に関する地域住民からの要望については誠実に対応し、継続的に地域の生活環境保持に配慮すること。

(6) 廃棄物に係る事項等

・大規模小売店舗届出書中「[廃棄物にかかる事項等]」のうち「4 廃棄物等の運搬・処理計画」につき、産業廃棄物、一般廃棄物の区分を確認のうえ、法令に定められたそれぞれの処理手続きにより、廃棄物の収集運搬及び処分を行うこと。産業廃棄物を一般廃棄物に擬装して処分する行為は行わないこと。届出書に記載がない種類の廃棄物についても同様とし、法令順守のうえ廃棄物等の収集運搬及び処理を行うこと。

・廃棄物は適切な管理を行い、悪臭や衛生上の問題を生じないようにすること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年12月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス甘木インター店

(2) 所在地 福岡県朝倉市甘木418番8ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年8月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,857平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物東側	81

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物東側	6
建物北側	17
合計	23

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	10.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公安委員会

福岡県公安委員会告示第349号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、古物営業法第21条に基づく差止めに係る処分基準（案）等について、平成25年10月4日から同年11月3日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成26年1月7日

福岡県公安委員会

- 処分基準の題名
 - 古物営業法第21条に基づく差止めに係る処分基準
 - 古物営業法第21条の7に基づく競りの中止に係る処分基準
 - 古物営業法第23条に基づく指示並びに同法第24条に基づく許可の取消し及び営業停止命令に係る処分基準
 - 古物営業法施行規則第19条の10第1項に基づく認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに係る処分基準
 - 古物営業法施行規則第19条の14第1項に基づく認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに係る処分基準
 - 古物営業法施行規則第29条に基づく盗品売買等防止団体に係る承認の取消しに係る処分基準
- 処分基準の制定及び改正の日

平成25年12月18日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準を制定し、及び改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第350号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、質屋営業法第25条第1項及び第2項に基づく許可の取消し及び営業停止命令に係る処分基準（案）について、平成25年10月4日から同年11月3日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成26年1月7日

福岡県公安委員会

- 処分基準の題名
質屋営業法第25条第1項及び第2項に基づく許可の取消し及び営業停止命令に係る処分基準
- 処分基準の改正の日
平成25年12月18日
- 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準を改正することとした。
- 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。